

日本原子力研究開発機構大洗研究所の特定廃棄物管理施設の変更に係る設計及び  
工事の計画の許認可申請書についてのご質問に対する回答

<ご質問1>

別表2の「◎」の考え方

<回答>

新規要求事項であるが、過去の設工認で要求事項を満たしていることの説明がつくものを「◎」とした。

例として第二十条の遮蔽は新規制基準で第1項に直接線及びスカイシャイン線による事業所周辺の線量の評価の要求が追加されたが、事業所周辺での線量の評価は過去の設工認でも行っていることから、新規要求事項を満たしているものとして、「◎」とした。

<ご質問2>

別表2の「◎」に関する原科研処理場との考え方との違い

<回答>

原科研処理場の考え方と基本的に同じであるが、大洗研廃棄物管理施設では、「◎」とした設備（新規制基準施行前に設工認申請済みの設備であってかつ新規制基準の新規要求事項がある条文中に該当する設備）の中でも、規制庁殿への説明を要すると判断したもの（過去の設工認内容によって新規要求事項の説明ができないもの）については、設工認の添付書類VIを用いて適合性説明を行うものとして「○」とした（フローチャート1項参照）。

<ご質問3>

大洗研廃棄物管理施設に「◎」が多い理由について

<回答>

原科研処理場は、設備・機器の数が多いことから、関連する機器等を主要設備に含める形で整理表を作成している。一方、大洗研廃棄物管理施設では、関連機器等を全て記載した整理表に記載したため、「◎」の総数が多くなっている。

例として、原科研処理場では「焼却処理設備」をまとめて一つの設備としているが、大洗研廃棄物管理施設では、「β・γ焼却装置」の構成設備である焼却炉、排ガス処理設備、固体廃棄物投入機等まですべてを整理表に記載したため、「◎」が多くなっている。

以上